

## 川口市告示第123号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により川口都市計画高度利用地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年2月28日

川口市長 奥ノ木 信夫

1. 都市計画の種類  
川口都市計画 高度利用地区
2. 都市計画を変更した土地の区域  
川口市本町4丁目9番地の一部
3. 都市計画の縦覧場所  
川口市都市計画部都市計画課